

[別紙1]

## 鳥取県人権尊重の社会づくり啓発活動 支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

第1次:5月31日まで  
第2次:8月31日まで

○交付申請書は、下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができません。

3. 事業開始

○この補助金は、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○事業の完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送または持参してください。

6. 補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先

総務部人権局人権・同和対策課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7590 jinken@pref.tottori.lg.jp